

～ ブレーキ時機を誤って車止めに衝突して脱線したが、
列車防護等の措置が講じられなかった事故 ～

鉄道事業者名：九州旅客鉄道株式会社
 事故種類：鉄道物損事故
 発生日時：平成29年9月18日 5時18分ごろ
 発生場所：福岡県のおがた直方市
ちくほう筑豊線 直方駅構内

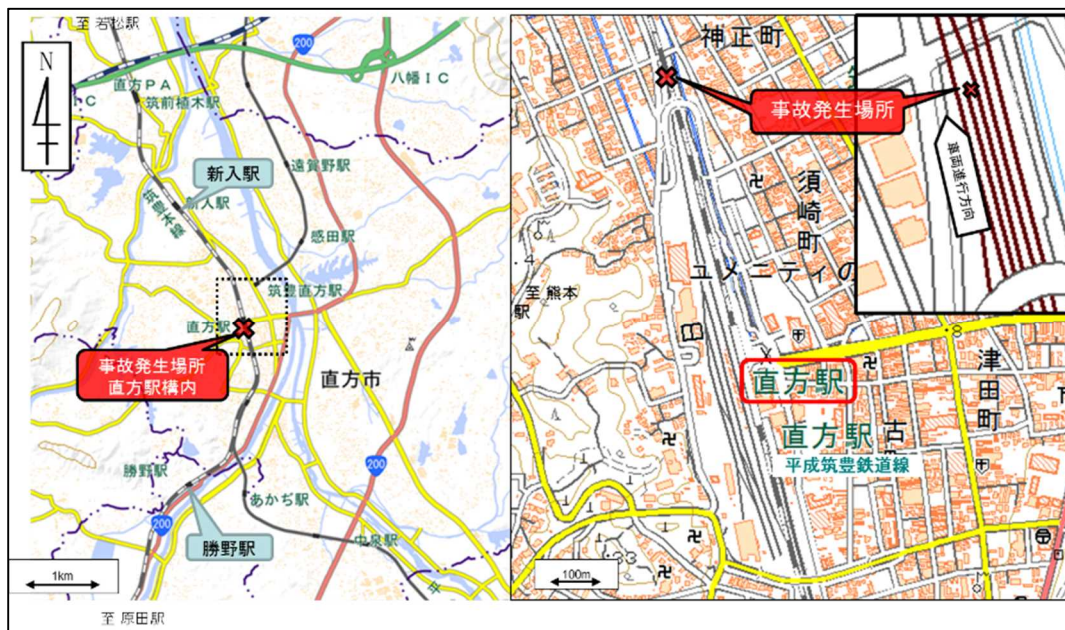
<概要>

直方駅発若松駅行き2両編成の上り電第6620M列車充当車両（上り電第6620M列車として運転する予定の入換車両）の運転士は、直方駅構内の25番線から15番線を経由し、東引上げ1番線に至るルートで入換えを開始した。その後、同車両は東引上げ1番線の線路終端部に設置された車止めに衝突してこれを破損し、更にその衝撃により先頭車両の前台車全2軸が右側に脱線して、上り本線を支障した。

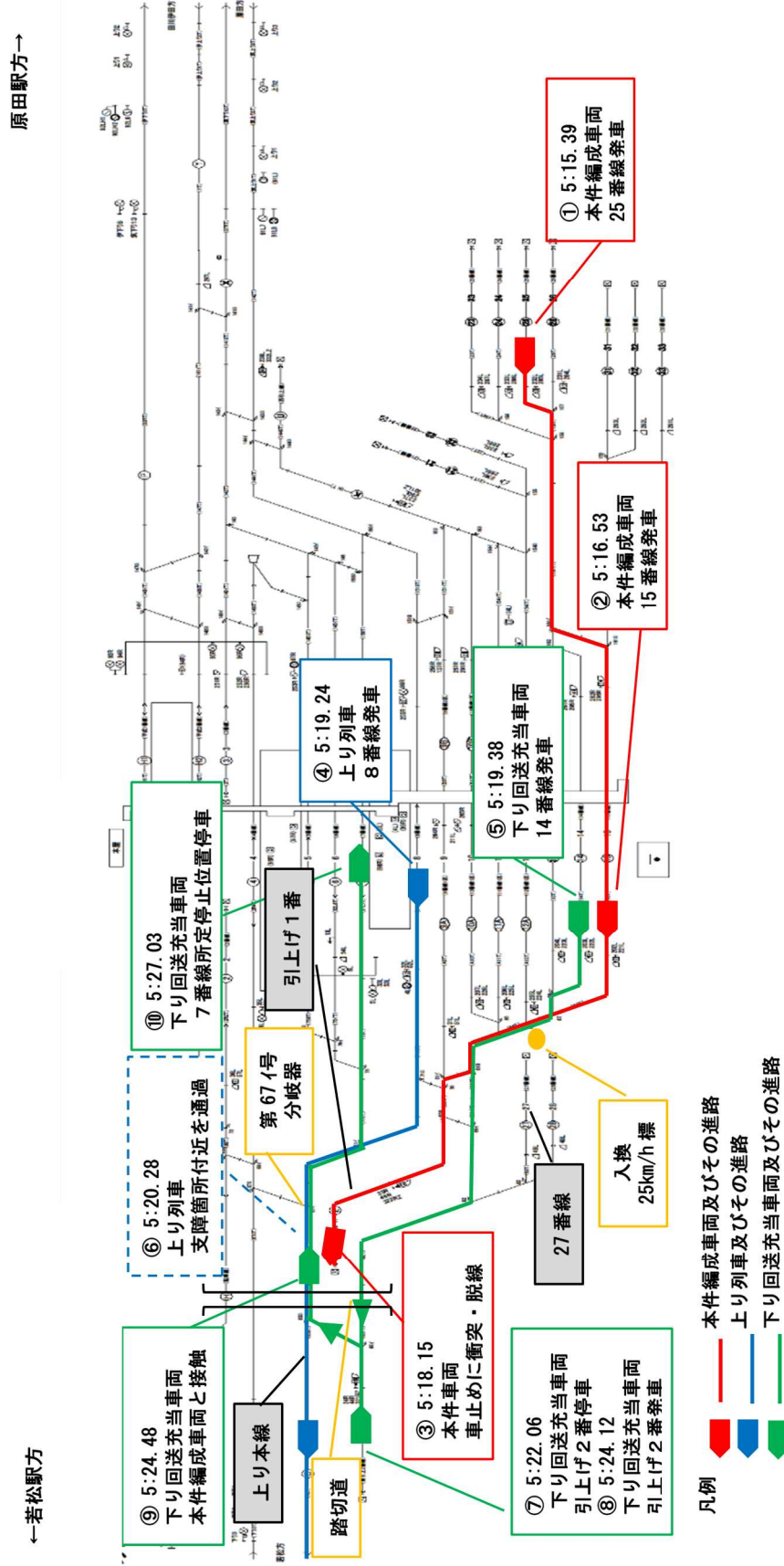
また、上り本線の支障に伴う列車防護等の措置が講じられず、当該支障箇所を上り電第6520H列車（3両編成）及び下り回送気第1533D列車充当車両（下り回送気第1533D列車として運転する予定の入換車両、4両編成）が通過しており、下り回送気第1533D列車充当車両の車側表示灯が上り電第6620M列車充当車両の前面右端部と接触し、双方の車両に損傷が生じた。

上り電第6620M列車充当車両及び下り回送気第1533D列車充当車両には、それぞれ運転士1名が乗車していたが、負傷者はいなかった。

<事故現場付近の地形図>



＜事故発生時の経過＞



< 鉄道車両の損傷 >



< 原因 >

- ・ 車両を入換え運転中の運転士がブレーキ操作時機を誤ったため、同車両が線路終端部に設置された車止めに衝突したこと、及びその衝撃によって脱線して上り本線を支障した同車両に、上り本線を通過した車両が接触したことにより、鉄道施設及び車両に物損が生じたものと推定される。
- ・ 運転士がブレーキ操作時機を誤ったことについては、入換え運転中に自らの進路の安全確認に集中せず、他の車両の入換えルートを一時的に自らの進路と錯誤したことが関与した可能性があると考えられる。
- ・ 脱線した車両と上り本線を通過した車両が接触したことについては、脱線の発生後、直ちに列車防護措置が講じられなかったことが関与したものと考えられる。
- ・ 脱線の発生後、脱線した車両が上り本線を支障しているにもかかわらず、直ちに列車防護措置が講じられなかったことについては、運転士が、脱線の実態は認識したものの大きく逸脱はしておらず、隣接する上り本線を支障するような状況には至っていないものと考えていたことによる可能性があると考えられる。

< 再発防止策 >

- (1) 特に構内配線が複雑になる車両基地内においては、自らの進路の安全確認に集中すべきであることを改めて運転士に徹底することが必要である。
- (2) 本線に隣接する側線の線路終端部には、終端部までに車両を自動的に停止させる終端防護用設備の設置を検討することが望ましい。
- (3) 本事故のように本線に隣接する側線での入換え運転中に、車両の脱線が発生した場合には、事故等発生時の処置に関する各規定に基づき、躊躇することなく、列車防護措置を講じなければならないことを運転士に徹底することが必要である。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、
鉄道事故調査報告書をご覧ください。